

議第82号

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年3月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、令和元年度において県の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
県営かんがい排水事業	彦根市	57,952,000 ^円	△ 16,933,000 ^円	41,019,000 ^円
	長浜市	54,300,000	13,750,000	68,050,000
	近江八幡市	3,187,000	971,000	4,158,000
	草津市	118,750,000	37,500,000	156,250,000
	甲賀市	6,768,000	3,540,000	10,308,000
	湖南市	40,572,000	△ 33,702,000	6,870,000
	高島市	19,600,000	△ 852,000	18,748,000
	東近江市	43,894,000	17,618,000	61,512,000
	日野町	11,556,000	3,960,000	15,516,000
	竜王町	8,988,000	3,080,000	12,068,000
	愛荘町	4,450,000	2,781,000	7,231,000
	豊郷町	517,000	296,000	813,000
	甲良町	956,000	2,000	958,000
計		421,440,000	32,011,000	453,451,000
県営経営体育成基盤整備事業	大津市	18,750,000	△ 17,500,000	1,250,000
	長浜市	8,750,000	33,000	8,783,000
	栗東市	15,000,000	6,982,000	21,982,000
	湖南市	415,000	3,000	418,000

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	東近江市	24,038,000 ^円	9,312,000 ^円	33,350,000 ^円
	計	66,953,000	△ 1,170,000	65,783,000
県営中山間地域総合整備事業	甲賀市	5,025,000	△ 300,000	4,725,000
	東近江市	300,000	91,000	391,000
	計	5,325,000	△ 209,000	5,116,000
県営農村振興総合整備事業	長浜市	5,250,000	△ 1,056,000	4,194,000
	計	5,250,000	△ 1,056,000	4,194,000
県営農地防災事業	大津市	2,200,000	2,200,000	4,400,000
	彦根市	26,090,000	1,887,000	27,977,000
	長浜市	6,120,000	△ 4,435,000	1,685,000
	甲賀市	23,650,000	10,890,000	34,540,000
	高島市	38,500,000	△ 9,350,000	29,150,000
	東近江市	3,186,000	126,000	3,312,000
	米原市	4,250,000	3,400,000	7,650,000
	日野町	1,741,000	153,000	1,894,000
	竜王町	1,383,000	121,000	1,504,000
	多賀町	57,719,000	4,174,000	61,893,000
	計	164,839,000	9,166,000	174,005,000

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

令和元年10月11日議決の「県が行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第180号）」の金額を改めようとするものである。